

第5号様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	清須市成年後見支援センター運営協議会
開催日時	令和5年7月4日（火） 午後3時30分から午後4時37分
開催場所	清須市役所 南館3階 大会議室
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 会長の選任及び職務代理の指名について 4. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度清須市成年後見支援センター基本指針・運営指針等について (資料1-1) (資料1-2) (資料1-3) (2) 清須市成年後見支援センター支援検討会議設置要綱について (資料2) (資料3)
会議資料	<p>次第</p> <p>清須市成年後見支援センター運営協議会設置要綱</p> <p>清須市成年後見支援センター運営協議会委員名簿</p> <p>資料1-1 令和5年度清須市成年後見支援センター基本指針・運営指針</p> <p>資料1-2 令和5年度清須市成年後見支援センター事業計画</p> <p>資料1-3 令和5年度清須市成年後見支援センター収支予算書</p> <p>資料2 清須市成年後見支援センター支援検討会議設置要綱</p> <p>資料3 清須市成年後見支援センターにおける相談支援の流れ</p>
公開・非公開の別（非公開の場合はその理由）	公開
傍聴人の数（公開した場合）	2人
出席委員	小川委員、児玉委員、河村委員、渡邊委員、高杉委員、森川委員 柘植委員、後藤委員、鎌田委員、太田委員、加藤健康福祉部長
欠席委員	—
オブザーバー	名古屋家庭裁判所 齊藤家事次席書記官
出席者（市）	永田市長
事務局	<p>（清須市役所高齢福祉課）</p> <p>寺社下高齢福祉課長、石田課長補佐、鈴木高齢福祉係長、世森主任</p> <p>（清須市役所社会福祉課）</p> <p>鈴木社会福祉課長、石黒障害福祉係長</p>

	<p>(清須市成年後見支援センター) 松岡係長、飛永社会福祉士</p>
	<p>●事務局</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから「令和5年度清須市成年後見支援センター運営協議会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいところお集まり頂きまして、ありがとうございます。私は、進行役を務めさせていただきます高齢福祉課長の寺社下です。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に入る前に、委員の皆様にあらかじめご承知いただく事項として、本市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めており、本協議会の会議及び会議録は公開となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日、傍聴の方が2名みえます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、永田市長よりあいさつを申し上げます。</p> <p>1. 開会</p> <p>2. あいさつ</p> <p>●永田市長</p> <p>皆様、改めましてこんにちは。本日は梅雨の晴れ間で本当に厳しい暑さになりました。委員の皆様にはお忙しいところ清須市成年後見支援センター運営協議会にご出席を賜りましてありがとうございます。</p> <p>また、日頃から市政にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症は類型が変更になりまして、元の日常の生活に戻りつつあると感じております。市や各種団体、町内会のイベントも再開されています。しかし、感染者も最近は増えているようですので感染対策はしっかりと行わなければならないと思っています。</p> <p>清須市の成年後見支援センターは6月1日から清洲総合福祉センター内において清須市社会福祉協議会に委託をして開設いたしました。既にご利用いただいている方がいらっしゃると報告を受けておりますが、認知症の方、あるいは知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方の財産や権利を護る成年後見制度の充実を図って参りたいと考えております。高齢者の方、障がい者の方を始め市民の方が支えあった地域づくりにしっかりと取り組んで参ります。センターが利用しやすく、有意義なものとなりますよう委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>

●事務局

ありがとうございました。市長はこの後、公務がありますので、これにて退席いたします。

<市長退席>

●事務局

つづきまして、「清須市成年後見支援センター運営協議会設置要綱」について説明いたします。要綱をご覧ください。本協議会は要綱第1条に「清須市成年後見支援センターの適正かつ円滑な運営について協議するため、清須市成年後見支援センター運営協議会を設置する。」とされています。

第2条第1号では、「センターの業務内容及び運営体制に関すること」、第2号では「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること」と協議事項を定めています。

第3条は協議会の委員は15人以内とし、第4条では任期は2年としています。

第5条第1項では協議会に会長及び副会長を1人置くとし、第2項では会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名するとなっています。

第6条は会議の招集を会長が行い、第7条では庶務は高齢福祉課が処理するとしています。

要綱の要点につきましては以上でございます。

この協議会を開催することとなりました経緯について説明させていただきます。

平成12年から始まった成年後見制度は、判断能力が不十分なため、財産管理や契約等の法律行為の意思決定が困難な人を保護し、支援することを目的としていました。しかし、制度が十分に利用されていない状況にあったため、国は平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を制定し、翌年には「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月には「第二期利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進をさらに推進することとしました。

清須市においても、令和5年3月の「成年後見制度利用促進基本計画」の策定とともに「清須市成年後見支援センター」を6月1日に開設し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、中核機関の整備を図ることといたしました。

本協議会では、成年後見支援センターの業務内容及び運営体制、「成年後見制度利用促進基本計画」の進捗管理などに関して専門職、関係

機関の皆さまから多くのご意見やご助言を得て協議を行いたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

続きまして、配付いたしました委員名簿について、お名前の誤りがありましたので、机上に訂正後の名簿を配付させていただきました。大変申し訳ございません。それでは今回が初回ですので、委員紹介として、皆様から一言いただきたいと思ひます。また、今回オブザーバーとして名古屋家庭裁判所家事次席書記官齊藤様にもご出席いただいております。それでは、委員名簿の順に願ひします。

【委員紹介】

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。3 会長の選任及び職務代理の指名に入らせていただきます。要綱第5条第2項に「会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。」とあります。会長について、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

○後藤委員

事務局に一任してはいかがですか。

●事務局

事務局に一任とのご発言がございましたが、事務局から選出させていただきますよろしいでしょうか。

事務局案としましては、学校法人佑愛学園愛知医療学院短期大学副学長 小川由美子委員に願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。委員の皆様、ご異議がなければ拍手で確認をしたいと思ひます。

【全員拍手】

●事務局

ありがとうございます。それでは会長席へのご移動を願ひします。

それでは会長よりごあいさつを願ひいたします。

◎小川会長

愛知医療学院短期大学副学長の小川と申します。昨年度の成年後見支援センターの設立準備委員会から委員として関わらせていただきました。6月1日にはようやくセンターが開設し、本日「成年後見支援センター運営協議会」を開催することになりました。協議会では委員の皆様のご意見をいただき、「成年後見支援センター」がよりよい運営を

行っていけるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

●事務局

ありがとうございました。

次に、要綱第5条第2項により「副会長は会長が指名する。」とありますので、会長よりご指名をお願いします。

◎小川会長

副会長には河村委員を指名します。

●事務局

河村委員よろしいでしょうか。

【承諾】

●事務局

副会長席へのご移動をお願いします。

それでは、副会長よりごあいさつをお願いいたします。

○副会長

副会長に就任いたしました司法書士の河村と申します。よろしくお願ひいたします。

●事務局

ありがとうございました。これより議事に入りますが、議事の進行は、要綱第5条第3項により会長が議長になることになっておりますので、小川会長に議長をお願いいたします。

◎小川会長

議事に入ります前に、本日の会議録署名委員には森川委員と後藤委員を指名させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

続きまして4 議題（1）令和5年度清須市成年後見支援センター基本指針・運営指針等について、事務局からの説明をお願いします。

●事務局

資料に基づき説明

（資料1－1）令和5年度清須市成年後見支援センター基本指針・運営指針

(資料1-2) 令和5年度清須市成年後見支援センター事業計画
(資料1-3) 令和5年度清須市成年後見支援センター収支予算書

◎小川会長

ありがとうございました。ただいまの説明に何かご質問・ご意見があればいただきたいと思います。

○後藤委員

土日祝日に事案が発生したときの対応はどのようになっていますか。もう一点は支援センターの予算について、市から予算が支出されていますので監査をする必要があると思いますが、監査人はどなたかいらっしゃるのですか。

●事務局

土日祝日の対応について、現在夜間も含めて市役所には当直の職員がおります。当直の職員は必ずしも高齢福祉課の職員ではありませんが、当直に連絡が入りましたら高齢福祉課の担当の職員が順番で対応を行っています。緊急を要する場合には対応を行います。

二点目の監査については、市からの委託業務ですので清須市において監査を行っております。

○柘植委員

センターが立ち上がりましたが、市長申立の件数はどのくらいを見込んでいますか。清須市成年後見制度利用促進基本計画では令和3年度の実績は4件となっています。

●事務局

今までの実績においては、配付しました清須市成年後見制度利用促進基本計画の7ページをご覧ください。平成28年度から令和3年度の後見事件数を掲載しています。その下の市長申立件数ですが、令和3年度は4件となっています。センターが6月に開設されましたが、成年後見制度が必要な方、親族や関係者の方がこの制度を知っていただき、制度を利用できるようにすることを目的としていますので、令和3年度の実績を2倍、3倍にというように数値を増やすことは目的としていませんので、見込みの数値は公には示しておりません。

◎小川会長

次に、議題(2)清須市成年後見支援センター支援検討会議設置要綱について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

資料に基づき説明

(資料2) 清須市成年後見支援センター支援検討会議設置要綱

(資料3) 清須市成年後見支援センターにおける相談支援の流れ

○児玉委員

実際に業務を開始して、相談の受付で多いのはどのようなことですか。

●事務局

成年後見支援センターで実務を担当しています松岡です。センターが開設してちょうど1か月が経ちましたので、現状の報告をさせていただきます。6月の新規の相談件数は実人数17人です。3分の1が匿名の相談で、制度を教えて欲しい、パンフレットが欲しいといった内容です。残りは今まで社会福祉協議会が抱えていた心配なケースでスピードを速めて具体的に支援を進めたり、障がいのケースで親御さんが亡くなったあとの支援についての相談がありました。また、病院からの新規相談が2件です。センターの開設前には、病院に救急搬送された方で意識がなく、身寄りもいない方で後見制度を進めてほしいという相談がありました。センターの状況については今後の運営協議会で報告いたします。

○後藤委員

他の自治体の運営協議会について教えていただきたいです。

●事務局

成年後見支援センター運営協議会の設置の目的はセンターの業務内容や運営体制について協議することですので、センターを設置している大半の自治体は、運営協議会を開催しています。

○渡邊委員

成年後見支援センターでは、成年後見制度の利用が必要な方には制度の利用を促していくということですが、独居で親族がおらず、財産もなく判断能力が低下しており、専門職の後見人を選任することが難しい場合、他の自治体で法人後見業務を行っている市があります。清須市において将来的に社会福祉協議会で法人後見を行うことはあるのでしょうか。

●事務局

法人後見業務の開始の予定については現在のところ未定です。後見人がなかなか専任されない場合、社会福祉協議会に法人後見業務を委託して後見業務を担うのか市が後見人の報酬助成の要件を拡充し後見人を選任し易くするのかのどちらを先に行う必要があるかは、センターが開設しましたので1年間、2年間の実績を踏まえたうえで検討する必要があります。

○児玉委員

名古屋市では低所得者の後見人の報酬を担保する制度がありますが、清須市においても今後考えていくということですか。

●事務局

現時点では、他市町の後見人の報酬助成制度の状況を調査しています。他市町では昨年度から報酬助成の要件を拡充する動きがあります。まずは、県内の拡充の動きを把握したうえで、清須市の助成制度の見直しの内容について考えていきたいです。

○鎌田委員

寿会会長として、会議の中で会員に成年後見支援センターや成年後見制度について知っているか聞いたところ、ほとんどの方が知りませんでした。市民の方は制度を理解していないので市民の方にアンケートを取り実態を掌握していただき、もっと市民にセンターを知っていただきたいと思います。

●事務局

清須市では今年度高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定にあたり、昨年度要介護認定者を除いた65歳以上の4,100人を対象にアンケートを実施しました。そのなかで回答があったのは2,700人弱で、そのうち成年後見制度についてよく知っている方は4.4%、だいたいの内容は知っている方の割合28.8%、合計で33.2%です。ご意見をいただいたようにこの制度を市民の皆様を知っていただくことが重要と考えていますので、今後もあらゆる機会に周知に努めていきたいと思います。

◎小川委員長

ありがとうございました。本日名古屋家庭裁判所の齊藤様がオブザーバーとして参加されていますので、ご意見をいただきたいと思いま

	<p>す。</p> <p>○齊藤オブザーバー 名古屋家庭裁判所の家事次席書記官の齊藤と申します。清須市のような自治体の規模で中核機関の立ち上げには大変なご苦勞があると思います。国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を受けて、決して早い時期でのセンターの立ち上げではないですが、愛知県でもまだ立ち上がっていない自治体がある中、この時期にセンターの立ち上げに動いていただいたことは大変心強い動きであると感じています。</p> <p>裁判所においても福祉について勉強させていただきながら協力していきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>◎小川委員長 ありがとうございました。次に（３）その他ですが、事務局から何かありますか。</p> <p>●事務局 委員の皆様の上に清須市成年後見支援センターの広報チラシと令和５年３月に策定しました「清須市成年後見制度利用促進基本計画」を配付いたしました。お時間のありますときにお目通しいただければと思います。</p> <p>◎小川委員長 これにて全ての議事は終了となります。皆様、円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。それでは、マイクを事務局にお返しします。</p> <p>●事務局 本日は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。今回のご意見をセンターの運営に反映できるよう取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和５年度清須市成年後見支援センター運営協議会を閉会します。</p> <p>皆様、本日はご出席いただきありがとうございました。</p> <p>閉会 （午後４時３７分）</p>
会議の結果	会議の経過に示したとおり

会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

令和5年7月31日

署名委員 森川 三美

令和5年7月31日

署名委員 後藤 憲治